



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社今仙電機製作所
代 表 者 代表取締役社長 若山 恭二
(コード番号：7266 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 大澤 慶文
T E L 0 5 6 8 - 6 7 - 1 2 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、平成18年6月21日開催予定の第69期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役、社外取締役、監査役及び社外監査役が、期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第30条及び同第40条を新設するものであります。

なお、当該規定を設ける議案を提出することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の一部を変更するものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、当会社の定款には取締役会、監査役、監査役会、会計監査人に関する機関の設置、株主名簿管理に関する設置及び株式に係る株券を発行する旨の定めがあるものとみなされていることから、これに伴う条文の新設、所要の文言の整理を行うものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条を新設するものであります。

株主総会参考書類記載事項の一部をインターネットを利用する方法で開示するため、変更案第20条を新設するものであります。

取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第25条第2項を新設するものであります。

機動的な配当政策を可能とするため、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第44条及び同第45条を新設するものであります。

上記各変更のほか、用語の変更、引用条文の変更及び字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月21日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月21日(水曜日)

以 上

(下線 是変更部分を示しております。)

現行	変更案
〔新設〕	(機 関)
第4条 〔条文省略〕	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 〔現行どおり〕</p>
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、49,195,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。	第6条 当社の発行可能株式総数は、49,195,000株とする。
〔新設〕	(株券の発行)
(取締役会決議による自己株式の買受け)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第7条 当社の <u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 当社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)にかかわる株券を発行しない。</u>	第9条 当社の <u>単元株式数は、100株とする。</u> 当社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。</u>
〔新設〕	(単元未満株式についての権利)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第8条 当社の <u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取り扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u>	第12条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、 <u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>

(下線 〃は変更部分を示しております。)

現行	変更案
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(招集) 第11条 定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u> [新設]</p>	<p>(株主総会の招集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(招集者および議長) 第12条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</u> [新設]</p>	<p>(株主総会の基準日) 第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して随時に基準日を定めることができる。</u></p>
<p>(招集権者および議長) 第15条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

(下線 是変更部分を示しております。)

現行	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。 〔条文省略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第15条 〔条文省略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 〔現行どおり〕</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条 〔現行どおり〕</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

(下線は変更部分を示しております。)

現行	変更案
<p>(取締役の任期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 〔削除〕</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役を選任する。</u> <u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u> <u>取締役会の決議をもって、相談役若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を定めることができる。</u> 〔削除〕</p>
<p>(取締役会) 第19条 <u>当社の重要な業務の執行は、取締役会が決議する。</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 〔削除〕 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 〔削除〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第20条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 〔新設〕</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</u></p>

(下線 〃 は変更部分を示しております。)

現行	変更案
〔新設〕	(取締役会の議事録)
	第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
〔新設〕	(取締役会規程)
	第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>
(取締役の報酬および退職慰労金)	(取締役の報酬等)
第21条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u>	第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>
〔新設〕	(取締役の責任免除)
	第30条 <u>当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第22条 〔条文省略〕	第31条 〔現行どおり〕
(監査役の選任)	(監査役の選任方法)
第23条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(監査役の任期)	(監査役の任期)
第24条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>

(下線 〃は変更部分を示しております。)

現行	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置く。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 〔新設〕</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第27条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 〔新設〕</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第28条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。 〔新設〕</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

(下線 〃 は変更部分を示しております。)

現行	変更案
〔新設〕	第6章 会計監査人
〔新設〕	〔 <u>会計監査人の選任方法</u> 〕
〔新設〕	〔 <u>会計監査人の任期</u> 〕
第6章 計 算	第7章 計 算
〔 <u>営業年度</u> 〕	〔 <u>事業年度</u> 〕
第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度末日に決算を行う。</u>	第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの <u>1年とする。</u>
〔新設〕	〔 <u>剰余金の処分等の決定機関</u> 〕
〔 <u>利益配当金</u> 〕	〔 <u>剰余金の配当の基準日</u> 〕
第30条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u>	第44条 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。</u>
〔 <u>中間配当</u> 〕	〔 <u>剰余金の配当の基準日</u> 〕
第31条 当社は、 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</u>	第45条 当社の <u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 当社の <u>中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u>
〔 <u>配当金の除斥期間</u> 〕	〔 <u>剰余金の配当の基準日</u> 〕
第32条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されない場合は、当社は、その支払義務を免れる。</u> <u>受領遅滞の利益配当金および中間配当金については、利息を付けない。</u>	〔 <u>剰余金の配当の基準日</u> 〕
〔 <u>配当金の除斥期間</u> 〕	〔 <u>剰余金の配当の基準日</u> 〕
第33条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されない場合は、当社は、その支払義務を免れる。</u> <u>受領遅滞の利益配当金および中間配当金については、利息を付けない。</u>	〔 <u>剰余金の配当の基準日</u> 〕

以上